



2025年5月30日

各 位

会社名 株式会社WACUL
代表者名 代表取締役社長 大淵 亮平
(コード番号：4173 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 コーポレート担当 竹本 祐也
(TEL 03-5244-5535)

株式会社TBSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果 並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

株式会社TBSホールディングス(以下「公開買付者」といいます。)が2025年4月11日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注1)(以下、当社株式及び本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が、2025年5月29日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025年6月5日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

(注1)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称しています。

- ① 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(行使期間は2019年9月1日から2029年8月31日まで)
- ② 2019年5月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権(行使期間は2021年5月29日から2029年5月28日まで)
- ③ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(行使期間は2021年10月25日から2029年10月24日まで)
- ④ 2019年10月24日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権(行使期間は2019年12月1日から2029年11月30日まで)
- ⑤ 2022年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(行使期間は2024年4月29日から2032年4月28日まで)
- ⑥ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(行使期間は2025年6月24日から2033年6月23日まで)
- ⑦ 2023年6月23日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権(行使期間は2025年6月1日から2030年5月31日まで)
- ⑧ 2024年6月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権(行使期間は2026年6月28日から2034年6月27日まで)

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社WACUL株券等(証券コード:4173)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動予定年月日

2025年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、応募された当社株式の総数が7,014,268株（本新株予約権の目的である当社株式の数を含みます。以下同じです。）となり、買付予定数の下限（5,180,200株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

一方、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の大淵亮平氏は、その所有する全ての当社株式について、本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。また、当社の主要株主である垣内勇威氏は、その所有する全ての当社株式について、本公開買付けに応募した結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025年6月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主（公開買付者）の概要

(1)	名称	株式会社TBSホールディングス	
(2)	所在地	東京都港区赤坂5丁目3番6号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阿部 龍二郎	
(4)	事業内容	認定放送持株会社 傘下子会社及びグループの経営管理、不動産事業	
(5)	資本金	54,986百万円(2025年3月末時点)	
(6)	連結純資産	949,232百万円(2025年3月末時点)	
(7)	連結総資産	1,296,125百万円(2025年3月末時点)	
(8)	設立年月日	1951年5月10日	
(9)	大株主及び持株比率(2024年9月30日現在) (注2)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 9.90% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 5.63% (退職給付信託口・株式会社電通口) 株式会社MBS メディアホールディングス 5.35%	
(10)	当社と 公開買付者の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	当社は、公開買付者からマーケティングコンサルティング業務を受託しております。

(注2)「大株主及び持株比率(2024年9月30日現在)」は、公開買付者が2024年11月12日に提出した第98期半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主

(1)	氏名	大淵 亮平
(2)	住所	東京都千代田区

(3) 当社と 当該株主の関係	当該株主は、当社の代表取締役社長であるため、関連当事者に該当します。
--------------------	------------------------------------

(3) 主要株主に該当しないこととなる株主

(1) 氏名	垣内 勇威
(2) 住所	東京都北区
(3) 当社と 当該株主の関係	当該株主は、当社の代表取締役であるため、関連当事者に該当します。

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 株式会社TBSホールディングス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	70,142個 (90.06%)	—	70,142個 (90.06%)	第1位

(2) 大淵 亮平

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	主要株主である筆頭 株主	14,199個 (18.23%)	—	14,199個 (18.23%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(3) 垣内 勇威

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	主要株主	9,642個 (12.38%)	—	9,642個 (12.38%)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

(注3)「議決権の数」には、当社株式に係る議決権の数に加え、本新株予約権の目的となる当社株式に係る議決権の数を含んでおります。

(注4)「議決権所有割合」は、①当社が2025年4月10日に公表した「2025年2月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2025年2月28日現在の当社の発行済株式総数(7,144,090株)に、②2025年2月28日現在残存する第2回新株予約権17,200個(目的となる当社株式の数:516,000株)、第3回新株予約権2,625個(目的となる当社株式の数:78,750株)、第4回新株予約権250個(目的となる当社株式の数:7,500株)、第5回新株予約権100個(目的となる当社株式の数:3,000株)、第6回新株予約権6,000個(目的となる当社株式の数:6,000株)、第7回新株予約権9,000個(目的となる当社株式の数:9,000株)、第8回新株予約権15,000個(目的となる当社株式の数:15,000株)及び第9回新株予約権9,000個(目的となる当社株式の数:9,000株)の合計59,175個の目的となる株式数(合計644,250株)を加えた株式数(7,788,340株)に係る議決権数(77,883個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場しておりますので、該当事項はありません。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株式7,014,268株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含みます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかったことから、当社が2025年4月10日に公表した「株式会社TBSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編などの方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。当社株式は、現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場されていますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)

2025年5月30日付「株式会社WACUL株券等(証券コード:4173)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 阿部 龍二郎
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 マーケティング局長 川越 洋平
(TEL03-3746-1111)

株式会社WACUL株券等（証券コード：4173）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社TBSホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 4 月 10 日開催の取締役会において、株式会社WACUL（証券コード：4173、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025 年 4 月 11 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2025 年 5 月 29 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社TBSホールディングス
東京都港区赤坂五丁目 3 番 6 号

(2) 対象者の名称

株式会社WACUL

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（下記 (a) から (h) の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

- (a) 2019 年 5 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 9 月 1 日から 2029 年 8 月 31 日まで）
- (b) 2019 年 5 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 5 月 29 日から 2029 年 5 月 28 日まで）
- (c) 2019 年 10 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 10 月 25 日から 2029 年 10 月 24 日まで）
- (d) 2019 年 10 月 24 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 12 月 1 日から 2029 年 11 月 30 日まで）

- (e) 2022 年 4 月 28 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 6 回新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2024 年 4 月 29 日から 2032 年 4 月 28 日まで）
- (f) 2023 年 6 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2025 年 6 月 24 日から 2033 年 6 月 23 日まで）
- (g) 2023 年 6 月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 8 回新株予約権（以下「第 8 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2025 年 6 月 1 日から 2030 年 5 月 31 日まで）
- (h) 2024 年 6 月 27 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 9 回新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年 6 月 28 日から 2034 年 6 月 27 日まで）

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	7,788,340 株	5,180,200 株	一株
合計	7,788,340 株	5,180,200 株	一株

（注１） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（5,180,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある株券等の最大数である 7,788,340 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 4 月 10 日に公表した「2025 年 2 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済株式総数（7,144,090 株）に、対象者から 2025 年 2 月 28 日現在残存するものと報告を受けた第 2 回新株予約権 17,200 個（目的となる対象者株式の数：516,000 株）、第 3 回新株予約権 2,625 個（目的となる対象者株式の数：78,750 株）、第 4 回新株予約権 250 個（目的となる対象者株式の数：7,500 株）、第 5 回新株予約権 100 個（目的となる対象者株式の数：3,000 株）、第 6 回新株予約権 6,000 個（目的となる対象者株式の数：6,000 株）、第 7 回新株予約権 9,000 個（目的となる対象者株式の数：9,000 株）、第 8 回新株予約権 15,000 個（目的となる対象者株式の数：15,000 株）及び第 9 回新株予約権 9,000 個（目的となる対象者株式の数：9,000 株）の合計 59,175 個の目的となる株式数（合計 644,250 株）を加えた株式数（7,788,340 株）（以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。）になります。

（注３） 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注４） 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 4 月 11 日（金曜日）から 2025 年 5 月 29 日（木曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金 502 円

② 本新株予約権

(a) 第2回新株予約権 1個につき、金1円

(b) 第3回新株予約権 1個につき、金1円

(c) 第4回新株予約権 1個につき、金1円

(d) 第5回新株予約権 1個につき、金1円

(e) 第6回新株予約権 1個につき、金1円

(f) 第7回新株予約権 1個につき、金1円

(g) 第8回新株予約権 1個につき、金1円

(h) 第9回新株予約権 1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（5,180,200 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（7,014,268 株）が買付予定数の下限（5,180,200 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年5月30日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	7,014,268 株	7,014,268 株
新 株 予 約 権 証 券	0 株	0 株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株
合 計	7,014,268 株	7,014,268 株
(潜在株券等の数の合計)	(0 株)	(0 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	70,142 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.06%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	71,328 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年10月11日に提出した第15期半期報告書に記載された2024年8月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数（7,788,340株）に係る議決権数77,883個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日

2025年6月5日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した方（株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が 2025 年 4 月 10 日付で公表した「株式会社WACUL株券等（証券コード：4173）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者から速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社TBSホールディングス 東京都港区赤坂五丁目3番6号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上